

＼ 一目でわかる！ ／

インボイス特例いつまで使えるの？

1 2割特例

次の2つに当てはまれば、消費税納税額を売上税額の2割にする2割特例が使える可能性があります。

- 基準期間の課税売上高は1,000万円以下
- インボイス発行事業者の登録済み

※2割特例は令和8年9月30日の属する課税期間までです。



例
売上660万円、売上にかかる消費税60万円、仕入れにかかる消費税40万円の場合2割特例を適用すると、消費税納税額は
20万円→12万円に



2割特例はなくなるの？

令和8年10月1日以降について、個人事業者には新たに3割特例が新設されました。令和9年分・10年分については、3割特例の検討を。



2 免税事業者からの仕入控除

インボイス制度において、免税事業者等からの仕入れについては、経過措置により仕入税額相当額の一定割合を控除することができます。

仕入れの時期	控除できる割合
令和8年9月30日まで →	80%
令和8年10月1日から →	70%
令和10年10月1日から →	50%
令和12年10月1日から →	30%

※令和13年10月1日以降は控除できません。

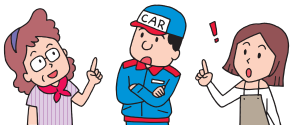
9月30日までの仕入れとそれ以降の仕入れを分けて集計・管理すると申告の際にスムーズです。



3 少額特例

次の2つに当てはまる場合、税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿保存のみで仕入税額控除を受けられます。

- 基準期間の課税売上高1億円以下等
- 適用は令和11年9月30日まで

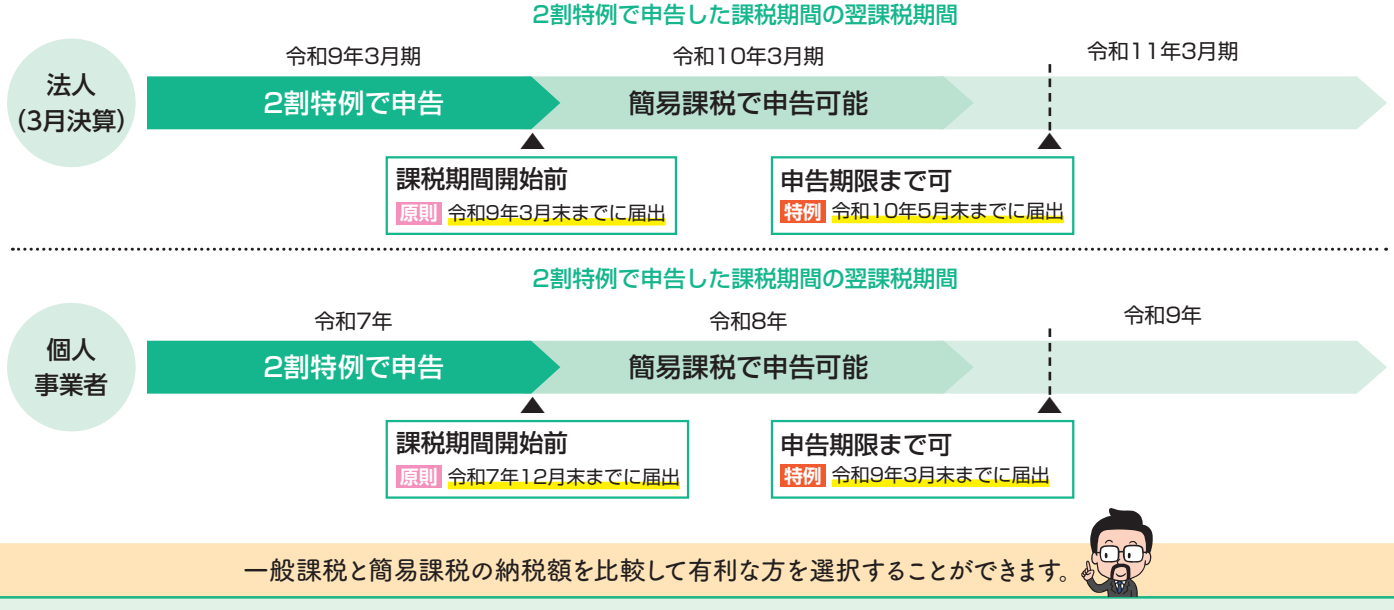


帳簿を付けていれば仕入税額控除が可能なので、事務の簡素化につながります。



2割特例・3割特例の適用を受けると円滑に簡易課税制度に移行できます

2割（3割）特例の適用を受けた翌課税期間については、その課税期間の申告期限までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税制度を選択することができます。



一般課税と簡易課税の納税額を比較して有利な方を選択することができます。

■ お近くの商工会へお気軽にご連絡下さい

令和7年度補正事業環境変化対応型支援事業

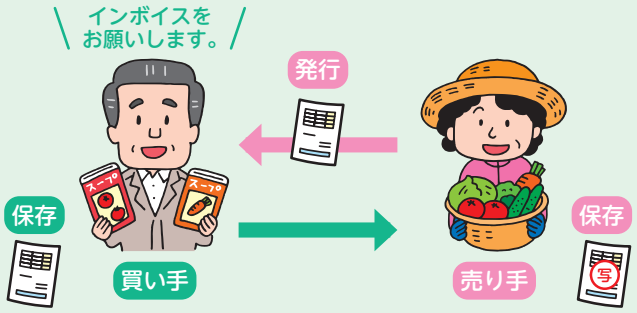
＼ 一目でわかる！ ／

インボイス 発行・登録 どうする？

ほとんど全ての事業者に影響があります！

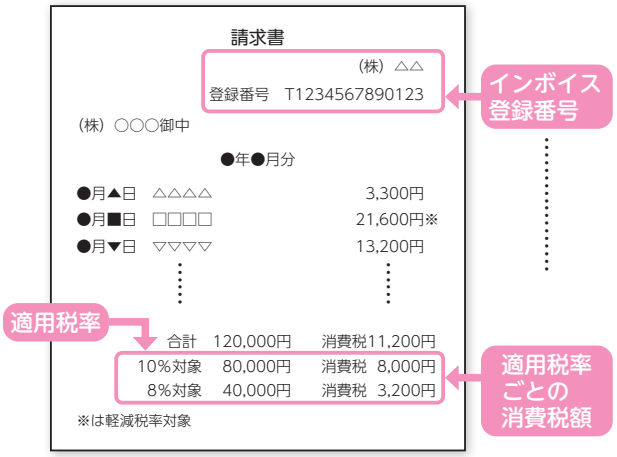
インボイスって何？

インボイスは、取引の時に売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。
買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入額控除を受けられません。



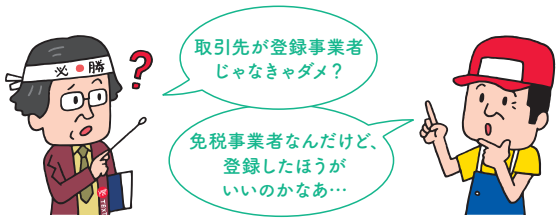
※本則課税の場合

「適格請求書（インボイス）」は、「請求書」にインボイス登録番号、的確税率、運用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したものです。



登録するかどうかは選べる？

事業者はそれぞれが「登録するかどうか」を判断します。下のチャートで自分に当てはめてチェックしてみましょう。登録しない場合にどういう影響があるかは、必要に応じてご相談ください。



フローチャートでチェック！

現在、消費税の課税業者で消費税を申告納税している

- YES → **登録申請の検討が必要**（登録は任意です）
- NO → **取引相手は事業者が中心**
 - → **登録するか選択する**
 現在、免税事業者が登録するかどうかの判断基準は次の3点です。
 ●取引先との関係　●売上高の減少の可能性　●消費税の納税額
 - → **登録する場合、2つの選択肢があります。**
 インボイスの発行事業者になると消費税の納税義務が生じます。
 - **本則課税**
 売上高に対する消費税額から仕入れ等にかかる消費税額を差し引いて納税する消費税額を算出します。
 - **簡易課税**
 売上高に応じたみなし仕入率を乗じて、納税する消費税額を算出します。仕入時に支払った消費税額は影響しません。
 - → **登録しない場合、免税事業者のままでいることも可能**
- NO → **取引相手は一般消費者のみ**
 - → **登録申請不要**



免税事業者：消費税を納めなくてよい事業者
課税事業者：消費税を納める事業者